

福祉保健生活環境委員会会議記録

福祉保健生活環境委員長 古手川 正治

1 日 時

平成28年3月2日（水） 午前10時35分から
午後 2時11分まで

2 場 所

第5委員会室

3 出席した委員の氏名

古手川正治、河野成司、井上明夫、田中利明、三浦正臣、玉田輝義、平岩純子、
荒金信生

4 欠席した委員の氏名

な し

5 出席した委員外議員等の氏名

な し

6 出席した執行部関係の職・氏名

福祉保健部長 草野俊介、生活環境部長 諏訪義治、病院局長 田代英哉
ほか関係者

7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

8 会議の概要及び結果

- (1) 第24号議案、第49号議案のうち本委員会関係部分、第51号議案及び第61号議案については、可決すべきものと全会一致をもって決定した。
- (2) 第48号議案については、可決すべきものと文教警察委員会に回答することを全会一致をもって決定した。
- (3) 日出生台演習場における米軍実弾射撃訓練について、大分県青少年健全育成基本計画の策定について及び第3期大分県食育推進計画の策定についてなど、執行部から報告を受けた。

9 その他必要な事項

な し

10 担当書記

議事課委員会班 課長補佐 工藤ひとみ
政策調査課政策法務班 副主幹 阿孫正明

福祉保健生活環境委員会次第

日時：平成28年3月2日（水）本会議終了後

場所：第5委員会室

1 開 会

2 生活環境部

(1) 合議議案件の審査

第 48号議案 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例等の一部改正について

(2) 付託案件の審査

第 49号議案 平成27年度大分県一般会計補正予算（第4号）
（本委員会関係部分）

(3) 諸般の報告

- ①日出生台演習場における米軍実弾射撃訓練について
- ②大分県青少年健全育成基本計画の策定について
- ③第3期大分県食育推進計画の策定について
- ④大分県地域防災計画の修正について

(4) その他

3 病院局

(1) 付託案件の審査

第 61号議案 平成27年度大分県病院事業会計補正予算（第1号）

(2) その他

4 福祉保健部

(1) 付託案件の審査

第 24号議案 大分県国民健康保険財政安定化基金条例の制定について

第 49号議案 平成27年度大分県一般会計補正予算（第4号）
（本委員会関係部分）

第 51号議案 平成27年度大分県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算
（第1号）

(2) その他

5 協議事項

(1) その他

6 閉 会

会議の概要及び結果

古手川委員長 ただいまから、福祉保健生活環境委員会を開きます。

さて、本日審査いただく案件は、今回付託を受けました議案4件及び文教警察委員会から合い議のありました議案1件であります。

この際、案件全部を一括議題とし、これより生活環境部の審査を行います。

まず、合い議案件の審査に入ります。

文教警察委員会から合い議のありました第48号議案風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例等の一部改正についてのうち本委員会関係部分について、執行部の説明を求めます。

徳野私学振興・青少年課長 私のほうから、第48号議案風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例等の一部を改正する条例の第3条青少年の健全な育成に関する条例の一部改正について、ご説明いたします。

お手元の委員会資料1ページをお開きください。

なお、議案書は当初の議案の286ページにございますが、今回は資料1ページで説明いたします。

1の改正の目的についてですが、昨年6月24日に風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律が公布されました。これによりまして、風俗営業の種類などが変更されることから、青少年の健全な育成に関する条例の一部を改正するものでございます。

2の改正の内容についてご説明します。下の点線の囲みをごらんください。風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第1号関係が、現行1号営業はキャバレー等と規定されています。第2号営業でカフェー、料理屋、待合等。これが改正後に新たに新1号となります。

その上の現行と改正案をごらんください。青少年健全育成条例の第39条の2の2番、括弧書きの中の風適法第2条第1項第2号と現行でなっておりますものを風適法第2条第1項第1号と改正するものでございます。

3番の施行日でございますが、改正風適法の施行日にあわせまして、本年6月23日としております。

条例の一部改正の説明は以上でございます。

古手川委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑があればお願いします。

平岩委員 カフェーと待合がよくわからなかったのので教えてほしいなと思ったんです。済みません。

徳野私学振興・青少年課長 基本は両方とも接待とありまして、1号のほうは要はダンスをする接待と。いわゆるフィリピンパブ的なものが三十数件ございまして、2号のほうは、いわゆるキャバレーみたいな接待をするところというふうに、これを県内に今三百数十件

ございます。そういう定義というよりは、具体的に言うとなんかということですよ。

平岩委員 今、喫茶店でね、何とかカフェってすごいたくさんできていて、おばちゃんたちがすごく喜んでるところがたくさんあるので、それとは違うんですね。

徳野私学振興・青少年課長 それとは違います。

平岩委員 はい、わかりました。

古手川委員長 ほかにご質疑等もないので、これより採決いたします。

第48号議案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと文教警察委員会に回答することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

古手川委員長 ご異議がないので、本案のうち本委員会関係部分については原案のとおり可決すべきものと、文教警察委員会に回答することに決定いたしました。

以上で合議案件の審査を終わります。

次に、付託案件の審査を行います。

第49号議案平成27年度大分県一般会計補正予算（第4号）のうち生活環境部関係部分について、執行部の説明を求めます。

諏訪生活環境部長 それでは、先ほどの委員会資料の2ページをお開きください。今回、この分厚い説明書は使わずに、こちらの委員会資料のほうで説明させていただきます。

第49号議案平成27年度大分県一般会計補正予算（第4号）のうち生活環境部関係部分について、ご説明をいたします。

生活環境部関係の歳出予算は、表の左から3番目の項目、既決予算額の1番下にありますように、既決予算額100億1,159万6千円に対しまして、今回その右隣6億4,915万円の減額をお願いしております。その結果、当部の平成27年度最終予算額は、その右隣93億6,244万6千円になります。

次に、補正をお願いしております主な事業についてご説明をいたします。下の3ページをごらんください。

まず、表の1番上、性犯罪・性暴力被害者対策推進事業費の補正予算額は1,348万5千円の増額でございます。これは、性犯罪や性暴力による被害者を支援するため、ワンストップの支援体制を整備する経費でありまして、来月4月1日の開設に向けた体制整備を行うため、相談室等の整備に要する経費や相談専用の電話番号等を県民に広く周知するために要する経費を計上するものでございます。

その下の大分県災害被災者住宅再建支援事業費の補正額は、1億1,392万8千円の減額でございます。これは、地震や津波、風水害等の自然災害により住宅が被災した場合、被災者の早期の生活再建を図るために支援する経費でありまして、平成24年7月に発生した九州北部豪雨災害における加算支援金の対象世帯数が当初の見込みを下回ったため減額するもの及び、風水害等に備えて当初予算で約1億円を確保しておりましたが、今年度は現時点において本事業の対象となるような住宅が被災する災害が発生しておりませんので、あわせて減額するものでございます。

次に、生活環境部関係の繰越明許費についてご説明いたします。

お手元にちょっと薄い冊子、平成28年2月大分県議会定例会議案（追加議案）というのがございます。この追加議案の議案書の15ページをお願いいたします。

追加議案書の15ページの1番下、第4款保健環境費でございますが、次のページの1番上に第2項環境保全費の防災拠点再生可能エネルギー導入事業費1億6,640万円でございます。これは国の補助金を活用し、防災拠点の非常時の電源を確保するため、市町村が行う太陽光発電システム及び蓄電池の整備に対して助成する経費でございますが、太陽光パネルや蓄電池の入手などに不測の日数を要したため、年度内に完成が困難となったことから繰り越しを行うものでございます。

次に、同じページの中ほどになりますが、第5項薬務生活衛生費の食肉検査体制高度化事業費626万7千円でございます。これは28年度に稼働予定の県域食肉流通センターの整備にあわせ、輸出認定に必要な食肉衛生検査所の検査機器の整備や検査システムの改修などを行う経費などでございますが、県域食肉流通センター建設工事の遅延に伴い、当該事業についても来年度以降の完成、納品となったことから繰り越しを行うものでございます。

最後に、25ページをお願いいたします。

第10款教育費第1項教育総務費の私立学校施設耐震化促進事業費5,701万5千円でございます。これは私立学校の耐震化を促進するため、学校法人が行う耐震補強及び改築工事に対し助成する経費でございます。国において国庫補助予算確保等の調整に日数を要し、事業の募集、あるいは国庫採択がおくれたことから繰り越しを行うものでございます。

説明は以上でございます。

古手川委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑があればお願いします。

河野副委員長 最後の、私立学校の耐震化の国の採択の部分が繰り越しにされたというお話がありましたが、実際の工事発注、いわゆる現場の私立学校の耐震化のスケジュールそのものに大幅なずれ込み等が生じるのでしょうか。

諏訪生活環境部長 大体もう当初から、国の補正でどうなるかというふうなスケジュールでありましたので、こちらとしては計画どおりということでありますので、影響はございません。

古手川委員長 ほかにご質疑等もないので、これで質疑等を終わります。

なお、採決は、福祉保健部の審査の際に一括して行います。

以上で付託案件の審査を終わります。

次に、執行部より報告をいたしたい旨の申し出がありましたので、これを許します。

①から④まで、順番に報告をお願いします。

諏訪生活環境部長 日出生台演習場における米軍実弾射撃訓練についてご報告申し上げます。先ほどの委員会資料の4ページをお願いいたします。

まず、左上にありますように訓練の概要でございます。今回の実績は網かけ部分でございますが、左の当初の伝達時よりやや縮小されまして、人員が約140名、車両約30台、榴弾砲6門、滞在日数27日間の予定であります。射撃日数が9日間、いずれも協定等の範囲内で実施されております。

下の日程表でございますが、2月7日にまず先発隊約20名が到達し、続いて8日、9日に本隊約120名、計140名が日出生台演習場に到着をいたしました。翌10日には

車両や砲などの物資が大在港から陸揚げされ、日出生台に搬入をされたところでございます。12日に地元自治体に米軍指揮官が表敬訪問し、その終了後に昨年同様マスコミのぶら下がり取材の時間が設けられました。地元説明会については昨年同様、時間がなく訓練に集中したいこと、訓練内容に変化がないことなどを理由に実施されませんでした。

一方で、2月17日に実施されました訓練公開では、この表の2月15日から2月23日の備考欄のほうに記載をしておりますが、訓練公開では地元住民や自治体関係者約100名とマスコミ代表者が参加をいたしまして、小火器を含めた詳細な訓練内容等の説明と質疑応答には米軍指揮官みずから丁寧な説明を行ってまいりました。

情報公開の関係でございますが、この情報開示や情報提供につきましては、地元住民の不安解消や安全・安心確保のために重要な事項であるというふうに我々認識しておりまして、県といたしましても入県・離県や物資搬入にて、訓練開始時間や訓練内容など必要な情報を入手し、しっかりと地元住民に伝達をしてきたところでありまして、十分とはいえないまでも、前回よりやや前進できたのではないかなというふうに考えております。

次に、その下、備考欄の下に書いております射撃弾数でございます。2月15日から23日までの9日間で昨年より約半減の548発、うち夜間が昨年の3割程度の68発、昨年、初日に問題になりました20時以降の射撃は今回は確認されておられません。訓練時間の短縮等を盛り込んだ協定書や覚書等の遵守が今回はなされたということでございます。

また、照明弾や発煙弾は使用しなかったということで、これは訓練の前に野焼きが天候の影響の関係で実施できなかったために、野火の発生を避けるための措置だということで、米側の地元への配慮も感じられたところでございます。

これらのことは、これまで県や地元自治体、地域住民が要請してきた声が米側にもある程度伝わった結果ではないかというふうに考えておりまして、今後も九州防衛局に対しまして、一層の情報開示や訓練の縮小、廃止を求めていきたいと考えております。

なお、訓練公開日時、2月17日でありますが、私も公開訓練に参加をいたしました。たまたまですが、米軍指揮官と話す機会がございましたので、県民の安全・安心を最優先するよというお話をお願いしたところでございます。

日程表の縦の矢印で示しております入県から離県までの間は、地域住民の安全確保を最優先とし、由布と玖珠の現地連絡事務所に職員を配置しまして、地元市長や県警等と連携し、巡回パトロールや砲弾数の確認を行ったところでございます。射撃訓練後は2月26日に由布市内の高齢者施設でボランティア活動、27日は一部が福岡方面に外出、一部は地元の要請により湯布院若杉地区で子供たちとの交流会を行い、28日には文化ツアー、現地研修ということで、九重“夢”大吊橋や八丁原地熱発電所等の見学が行われております。本日から本隊の第一陣が離県をしまして、明日第二陣、4日に後発隊が撤収することとなっております。

続きまして、右側のほうでございますが、来年度の日出生台での米軍実弾射撃訓練についてでございます。防衛省のお知らせのとおり、平成29年2月中旬から3月中旬の日程で予定されておりまして、来年度も訓練が実施されることとなっております。その下の枠の中にありますように、今後の県の対応といたしましては、来年度以降の訓練も見据えまして、機会あるごとに国に対して訓練の将来にわたる縮小廃止を基本に、協定、覚書等の米軍への周知徹底と遵守、訓練情報の一層の開示、安全対策の徹底等を引き続き要請して

まいりたいというふうに考えております。

以上であります。

徳野私学振興・青少年課長 大分県青少年健全育成基本計画の策定についてご説明いたします。お手元の資料5ページをお開きください。

本計画は、現行の大分県青少年健全育成基本計画が今年度で終了することに伴い、来年度からの新たな計画を策定するものです。

昨年10月の本委員会で概要をご報告した後、昨年12月から本年1月までパブリックコメントを実施して県民の皆様から意見をいただき、また、大分県青少年対策本部幹事会や大分県青少年健全育成審議会において最終的な検討を経て策定し、最終案がまとまりましたので、本日、当常任委員会でご報告するものです。

計画の名称は、大分県青少年健全育成基本計画、副題として大分県子ども・若者プラン2015としております。

資料中央上の総合目標は、豊かな心でよりよく生きるおおいたの青少年という目指すべき青少年像を定め、副題として、家庭・地域・学校がつながり育つ・育てる・育ちあうとしております。

資料左上の基本計画の位置づけについては3つありますが、青少年の健全な育成に関する条例に基づく基本計画であることなど、記載しているとおりでございます。

資料右上ですが、計画の期間は平成28年度から平成37年度までの10年間としています。

計画は、子ども・若者育成支援推進法の推進大綱に定めた重点課題を踏まえて、資料の上から2段目ですが、基本理念を3つ、その下に基本目標を3つ掲げ、さらにそれぞれ3つの重点目標と具体的な推進項目を盛り込みました。

資料の中で、新たにに取り組む推進項目にはアンダーラインをつけていますが、この中から主な新規取り組みについてご説明します。

3つの基本目標のうち、左側の基本目標1の次代を担う青少年の育成では、幼児期が生涯にわたる人格形成を培う大切な時期であり、就学前教育の役割が重要であることから、重点目標1の2に幼児教育の充実を掲げています。

資料中央ですが、基本目標2の青少年の健やかな成長を社会全体で支えるための環境整備では、重点目標5の3、子どもの貧困問題への対応を新たに加え、貧困の状況にある子供が健やかに育成される環境の整備を計画的かつ総合的に進めることとしています。

基本目標3の個別の対応を必要とする青少年への支援では、重点目標9の2に安全・安心なインターネット等利用環境づくりを掲げています。インターネットの普及など情報化社会が進展する中で、青少年が情報を的確に選別して活用する情報リテラシーや情報モラルを培う教育の充実や保護者への普及啓発など、学校や事業者等と連携した取り組みを推進することとしています。

新たな計画の説明は、以上でございます。

佐伯食品安全・衛生課長 続きまして、委員会資料の6ページをごらんください。第3期大分県食育推進計画について報告いたします。

それとあわせまして、現時点での計画案の冊子をお手元にお配りしておりますので、こちらのほうもご確認ください。

本計画につきましては、平成27年10月の本委員会で概要をご報告し、その後、パブリックコメント、大分県食育推進会議等、県民意見の反映に努めながら策定作業を進めてまいりました。

構成につきましては、序章から5章までの6部構成としております。この計画は、左上、序章、第3期計画の策定にあたってにありますように、本年4月1日より施行される大分県食育推進条例及び食育基本法に基づく都道府県の食育推進計画の位置づけであり、計画の期間は平成28年度から32年度までの5年間です。

第1章では、食を巡る現状、第2章では、これまでの取り組みと評価に触れ、子どもたちを取り巻く食環境問題への取り組み、健康寿命延伸のための健全な食生活の実践など、今後取り組むべき課題を整理しています。

これを受け、第3章では、計画の基本的な考え方について記載しています。基本目標、基本的な視点を定め、特に県食育推進条例に規定する県民運動としての「おおいた食(ごはん)の日」の推進、また、生涯を通じて健全な食生活を送るため、食育で身につけたい6つの力の習得に重点的に取り組むこととしています。

第4章では、食育の展開方法、施策体系を定めており、食べ物を選ぶ力、地域素材や旬の味がわかる力などの食育で身につけたい6つの力ごとに整理をしました。また、これを実現していくための具体的な施策として、その右側に実施する主な取り組みと数値目標を挙げております。

第5章では、食育の推進にあたって記載しており、国や市町村とも連携を密にしながら取り組んでいくこととしております。

本計画については、今後、概要版を作成の上、県民への周知を図るとともに、関係部局、関係機関等連携のもと、うまい・楽しい・元気な大分のさらなる実現を目指してまいります。

以上でございます。

池永防災危機管理課長 委員会資料の7ページをお開きください。

大分県地域防災計画の修正について、ご説明申し上げます。

地域防災計画は、災害対策基本法で毎年見直しを行うことになっています。このたび修正の背景にある3つの項目を見直しの柱として、所要の修正を行ったところです。

主な修正項目の欄をごらんください。

1つ目の柱、①県の防災・減災対策の取組を反映した修正です。

まず、1番の大分県ヘリコプター安全運航確保計画の策定に伴う修正です。発災時に飛来する応援ヘリの安全運航を確保するため、県災害対策本部内に設置するヘリ運用調整所で行う航空情報の提供や使用する無線航空波、場外離着陸場の決定などの調整事項や、現場でヘリの安全統制を行う局地情報提供所において、活動するヘリに協力要請する事項などを明記しました。

次に、2番目の大分県広域火葬計画の策定を受けた修正です。災害発生時等に広域的に火葬を実施するため、県、市町村及び火葬場設置者が行うべき基本的事項等を計画として定めましたので、この計画に基づき、被災市町村からの応援要請を受けた県対策本部は、県内外の受け入れ施設の選定等の調整を行うことを明記しました。

次に、3番目の大分県広域防災拠点基本計画の策定を受けた修正です。広域防災拠点の

機能として必要な通信機器等の設備・資機材等を大分スポーツ公園等に計画的に整備していくことや、広域防災拠点の中核とした救援活動を円滑に実施するため、訓練等を通じて関係機関との連携体制を充実していくことを明記しました。

また、4番目ですが、原子力防災対策について、実施要領を修正し、伊方発電所事故時に、愛媛県から避難者受入要請があった場合に、市町村と連携して受け入れを行うこと等を盛りこみましたので、その旨を明記しました。

次に、右側の2つ目の柱です。②災害対策基本法等の改正に伴う修正です。災害対策基本法の改正により、道路管理者は、災害時に緊急車両の通行ルートを確保するため、区間を指定して、車両の移動命令や撤去等の措置を講じることができるとなりました。これを受け、県では、車両移動に関する運用手引や道路啓開計画を策定し、県管理道路で立ち往生車両や放置車両が発生した場合の対応について、地域防災計画に明記しました。

最後に、3つ目の柱、③関係機関等からの修正意見の反映です。

大分地方気象台からの意見により、特別警報等に係る表記について修正を行いました。

また、支援物資の調達・輸送に関し課題となっている専門的知識や人材不足への対応として、大分県トラック協会と締結している応援協定に基づき、県トラック協会の処理すべき業務として専門職員の派遣協力を追記しました。

地域防災計画の修正に関する説明は以上です。

古手川委員長 以上で説明は終わりました。

それではまず、日出生台演習場の件について質疑がございましたら。

平岩委員 照明弾、発煙弾の使用はなしというふうに書かれてありますが、じゃ、白リン弾も使われていないというふうに捉えてよろしいんですか。

池永防災危機管理課長 今回は通常の榴弾砲のみということでございます。

平岩委員 防災危機管理課は大変なご苦勞をなさったろうなと思いながらいろいろ連絡をいただいていたんですけど、訓練の最終日だったと思いますが、ちょうど家にいたんですね。私のうちは大分の西の1番外れなんですけれど、ドーン、ドーンって音が聞こえてくるんですね。何だろうって、日ごろ家にいないものですから、そしたらあっ、日出生台の訓練の音がここまで聞こえてくるんだというふうにわかりました。私のうちでこれくらいの音だから、近隣の人たちはどれだけ大変なんだろうと改めて思ったんですけど、今回は11回目の訓練ということで、やっぱりなければいいなというふうに思いますし、県も一生懸命九州防衛局へ要請をいただいていますけれど、どちらかという九州防衛局の態度がつかないというか、非常に必要なことがきちっと伝わってこないなというふうに思いますけれど、ここの部分もみんなできちっと言い続けていかなければいけないと思います。ただ、沖縄の負担を軽減しましょうと言いながら、沖縄の負担が軽減されているふうには見えないんですよ。これも大きな問題だなというふうに思っていますが、いずれにしても、地域の方たちのきつさを考えたら、もうどんどん出ていかれる方もいらっしゃるんですけども、やっぱり大変なことだなというふうに改めて思いました。

それと、中佐ですか、少佐ですか、1度ジョギングをしているところが新聞で報じられまして、外国の旅行者の方が旅行に来て近隣をジョギングするというのはあり得ないことではないけれど、彼らは旅行者ではなくて訓練で来られている方だから、そういった意味でなし崩し的にどんどん出ていかれると、ちょっと怖いなというふうにも正直思い

ましたので、またそういうところもきっちりと伝えていただきたいと思います。

以上です。

諏訪生活環境部長 確かに地元の方は非常に大きな音、地響きがするような、そういう音を聞きながらということで、非常に不安を感じながら暮らしておられるということで、県、あるいは地元市町の役割としては、いかに負担軽減、あるいは不安解消を図るかということでもありますので、今回も情報の収集、それから迅速な伝達はもちろんでありますが、これまでもずっと言ってきた射撃の時間ですね、これを覚書、24年に結んで、それもやはり住民の負担軽減ということで夜間は8時までというようなことでの新たな取り決めにさせていただいて、それをしっかりと守るというふうなことを言ってきました。

先ほど2月17日の訓練公開ですね、そのときも地元の方、それから反対運動をされている方とか、いろんな方をお招きしてというか、通常我々が聞いているのは地元の方、関係者だけというふうに聞いていたんですが、そうじゃない方も受け入れて訓練を開始して、丁寧な説明をされておりました。そういうことが少しでも住民の不安軽減につながるのかなというところはやっぱり今回感じたところでもあります。本当に最後まで丁寧に全ての質問に対して中佐みずからが訴えておりましたし、帰るまでずっと時間を制限することなく全て質問に答えておりました。

先ほどジョギングというふうな話でしたが、やはり司令官みずからが安全を確保するために周辺ですね、演習場とその境のところをずっと見ながらということのジョギングというふうに聞いておりますので、これもやはり安全第一ということでの趣旨で行ったと聞いておりますが、これがまた地域の皆さんの不安につながるということであればということで、初日以降は行われなかったというふうに聞いておりますので、今後も地域の皆さんの声もしっかりと聞いて、不安解消、あるいは廃止・縮小が1番最終的な目的でありますので、それに向けて県もしっかりと今後に対応していきたいというふうに考えております。

玉田委員 今、最後に部長が触れていましたけど、根本的なものは地元住民の不安解消というところが一番大きくて、そのためにさまざまな対策をとられていると思うんですけど、この訓練の前段でいろんな団体から申し入れを受けたり、その窓口になって大変だったと思うんですけども、今後これは訓練が終わった後の地元の団体との協議だとか、そういうものについてはどういうふうなスケジュール感を持っているのかというのが1つと、それと、部長が司令官と一緒に話をしたということで、直接英語でやりとりするというのは無理だったんでしょう。必ず間に防衛局が入ったりして、生活環境部長は英語は堪能かもしれませんが日本語でやらざるを得なかったとなるかもしれませんが、そのお話を聞くと、やっぱり団体の方が、英語は堪能な方がいらして、やっぱり直接聞くことについては国が嫌がるという話も聞いているんですよね。それは、そういうところについての情報の開示のあり方とか、大きな壁がそこにあることは確かなんだと思うので、そういうところについてもうちちょっと垣根が、ハードルを減らして、そして地域の実情がしっかりとアナウンスできるように、そういう体制というのが必要じゃないかなというふうに思うので、その辺について今後の検討課題として上げてほしいということで、後段は要望ですけどお願いしたいと思います。

諏訪生活環境部長 今後の協議につきましては、窓口になっている池永参事監のほうから、

その前に、私英語しゃべれません。お話しするときは九州防衛局の企画部長さんが通訳してお話をさせていただきました。もう時間がないので、ほんの1分程度のやりとりでありましたが、印象としては本当誠実にいろいろ、ちゃんと話を聞いてちゃんと答えてくれたというイメージであります。それと、直接英語でやりとりするのを九州防衛局が嫌がるというお話ではありますが、実際訓練公開のときは直接英語で指揮官と話された方が2人ぐらいおります。それはもう九州防衛局も近くにいたんですが、とめることもありませんでしたし、逆に地域の方が日本語で話せと、我々わかんないじゃないかというお話はございました。

以上であります。

池永防災危機管理課長 訓練を終わった後に一応市町村を回って、まずいろんなご意見を聞くということと、そういった地元の反対をされる方等を含めた団体の方ですね、こういった方々からまたそういった申し出等がございますので、これについてはまたしっかり対応していきたいと思えます。

河野副委員長 今回の規模が前年度より縮小された件については見方が2つあって、昨年の平和安全法制の関係で、日米のいわゆる安全保障体制の強化という部分について、アメリカでもかなり認識が高まったという側面もあるという評価もあるし、逆に言うと、東アジアの安全保障環境が非常に悪化しているということから、いわゆる史上最大規模の米韓合同軍事演習が2年置きに開催されるものが近づいていますので、そういった意味でこの日出生台のウェートというのが総体的に下がってこういうふうな規模になったのかなという2つの見方があるんですが、その辺どのように評価されているかについてお聞かせいただきたいんですが。

諏訪生活環境部長 去年は過去最大、発射弾数としてはお手元の表にもありますように1,038発と、今回が548発ということで、昨年1番多かったということで訓練の拡大じゃないかというような声もあったわけではありますが、県としては、発射弾数については協定の中身にないわけでありまして、これが多いから少ないからということで訓練の拡大とか縮小だとかいうふうには捉えておりませんで、今回何で昨年より半減したのかということの理由は我々承知しておりません。指揮官のいろんな受け答えの中で、我々の計画の中で、この日出生台でどういう計画を持ってことしやるのかと。実弾射撃だけじゃないいろんな訓練があります。そういうものを総合的にどう進めていくのかと。1回やって成功すればいいんだけど、例えば、実弾射撃についても思い通りにいかなければもう1回やるだとか、そういうやり方をやっている。だから、1つだけの訓練を捉えてどうこうということとは言えないというお話もございましたので、我々としても、どうしてことしがこういうふうな弾数だったのかということはもちろん把握もしておりませんし、米軍から、あるいは九州防衛局からもそういう話はございません。

河野副委員長 ぜひこれは将来的な縮小・廃止に向けた取り組みにも影響する部分ですから、ちょっと背景をぜひ探っていただきたいなというふうに思いますので、よろしく願います。

古手川委員長 それでは次に移りたいと思えます。

次の大分県青少年健全育成基本計画について。

井上委員 今度の重点目標に新たに入った項目の中に、基本目標Ⅱの子どもの貧困問題へ

の対応ということのご説明があったんですけど、子供の貧困ですね、よく報道されていますし、県内でも豊後大野とか日田とか、どっちかというとなんですけど、都市部じゃないようなところにまでそういうのができているという、深刻だと思うんですけど、基本計画案のほうで、54ページのことがありますけど、この貧困という定義といえますか、どういう状態ぐらい、はっきり分けるということもできないと思うんですが、どの辺までが貧困で、よくパーセンテージが出てきていて、十何%が貧困だとかよく出るんですが、感覚的に十何%が貧困なのかなという感じがするんですけど、貧困というのはどういうふうに判断といえますか、基準というものがもしあればですね。

徳野私学振興・青少年課長 基本的には計画のほうにも書いておりますけど、福祉保健部のほうで子どもの貧困対策推進計画というのを推進しております、我々もそれに沿って、捉え方はいろいろあります。1番わかりやすいのは例えば、生活保護、それから市町村民税、こういった税制対策という捉え方で先ほど委員言われたような数字もありますが、例えば、ひとり親の方にそういう傾向が多いとか、あるいは学校でいいますと、高校からは授業料を、要は私学のほうもしておりますので、授業料を減免する家庭なり、その比率等もありますので、一概には言えませんが、国のほうのそういう生活保護なり授業料減免という意味で十数%という数字が出ておりますが、福祉保健部のほうでは、教育、生活、それから保護者に対する就労支援、経済支援という場面に分けて、それぞれの対象を考えているようでございますので、その辺に関してはきめ細かい対応が要るのかなということで、やはり生活保護家庭というのは、教育、生活、いろんな面において、やはり貧困の連鎖と言われておりますけど、子供に対してやはりいろいろ負担がかかっているなというのが現状です。

井上委員 なかなかその辺が難しいところだと思うんですけど、できる限りきめ細かに、せつかく制度をつくっても、どうしても、何でもそうなんですけど、漏れていく人が出るという傾向がありますので、またきめ細かくよろしくお願いします。

玉田委員 この青少年健全育成基本計画は教育委員会とどういうふうに連携をとって進めていくんでしょうか。

徳野私学振興・青少年課長 先ほどの青少年の対策本部というのを県の中で報告を受けております、それは要は部局長クラス、教育長も当然入っております、あと幹事会という関係課で、さらに常任幹事課というのが5課ありまして、そこに教育委員会、それから子ども・子育て支援員というところが入って、その会議を、やはりこれをつくるまでかなりの頻度でやっておりますし、毎回情報交換をしておりますので、教育委員会、それから福祉保健部、あるいは警察本部、そういったところとは緊密な連携をとっております。

玉田委員 進行管理の中で、いろんな指標を立てて、そして目標を達成していますというふうにありますけど、その目標はそれぞれの部局が持っている達成目標とイコールになるということではないんですか。例えば、子供の貧困だったら学校をプラットフォーム化して、そしてスクールソーシャルワーカーをこれだけ配置しますよというふうな問題、やっぱりそういう達成目標というのはこの育成基本計画の中でもうたわれていくと、イコールだということ、そういう形ですか。

徳野私学振興・青少年課長 そこまで細かくは。この計画は、要は子供全般になりますので、個別の子どもの貧困対策推進計画のほうで今委員が言われたようなまた細かい目標を

立てられております。それから、県の長期総合計画、あるいは教育総合計画、こういったものとも連携しておりますので、それらを含めて総合的に子供の環境を整えていくということで、この中でも目標は整理しておりますが、そこはもう基本的な目標をまず整理しております。

玉田委員 個々具体的なものは、それぞれ部局の具体的な計画の中で立てると。

徳野私学振興・青少年課長 この中に記載しております個別具体的計画の中でそれぞれの目標が定められております。

平岩委員 要望を1点。基本目標1の幼児教育の充実というのがございます。就学前教育に力を入れていかなければいけない、そのとおりでと思うんですけど、今現場で何が起きているかという、幼保一元化、認定こども園というところで、とにかく預かる時間を長くしましょうみたいなところで、働く人たちを中心に子供たちを預かろうというところがすごく重きを置かれているように見えるんですね。保育園教育と幼稚園教育の違いというものがあるんだけど、そういうところが割とフラットにされてしまって、働く人のための施策であって、子供自身の状態はどうなのかということを考えた視点が何か欠落していきそうな気がするんです。ですから、ぜひ教育委員会と連携をとって、またその部分も充実させていただきたいと思えますし、学童保育、児童育成クラブが6年生まで預かりますよというようなことが打ち出されて、6年生まで行きたいという子供さんはいないかもしれないけれども、そこがまたわっと人数が多くて、それまでも児童育成クラブもいっぱいいっぱい、雨降りの日には勉強、宿題ができないというくらい状況なんですけれども、そこが手狭になったから、じゃ、例えば、大分市の公立の幼稚園が保育料の関係で空き教室が出ていると、そこに入り込めみたいところで大変大きな問題にもなりかけているところもありますので、保育園教育と幼稚園教育の目標をしっかりと定めながら、教育委員会とやっぱりきちっと協議をしていただけたらなというふうに思います。教育委員会も幼児教育についての専門的な部署ってないんですよね、ないんですけども、そこでしっかり勉強していただいて、子供の状態に合わせた教育をつくっていただければと思いますので、要望としてお願いさせていただきます。

徳野私学振興・青少年課長 平岩委員ご指摘のことも我々も把握しておりますので、教育委員会はおっしゃるとおり義務教育課が所管になっております。それから、市立幼稚園、それぞれですね。あと私学協会さんの所管は当課でございますので、それぞれで教職員研修を充実していこうと、そういう計画は中に入れておりますので、そこは十分また幼児教育の充実に関しては、委員おっしゃるとおり重要だという認識でおりますので、こちらのほうも対処していきたいと思っています。

平岩委員 研修できる時間も確保してあげてください。お願いします。

古手川委員長 以上で説明は終わりました。

それでは、大分県食育推進計画の策定について質疑がございましたら。

平岩委員 私ばかり言っていて済みません。もうこれで最後にしますが、この前、安心院のスローフード感謝祭に行かせていただいたんです。やっぱり地産地消で身土不二だなというふうに思いました。その地域でとれたものを適切に調理をしながら食べさせてあげることがどれだけ尊いかということを私は教えられた気がしました。200種類以上の、1千品以上のものが並んでいて、それを皆さんが召し上がるんですけども、スー

パーとかコンビニに行ったら今おいしいものがたくさんあるけれど、そこに並んでいないようなものが本当に手づくりでできてきて、それは決して高いお金をかけずにできるものだなと思ったときに、この地域食材、その地域のやり方で調理するというのが本当に大切なことで、こういうことを頑張っていらっしゃる方が地域にはたくさんいらっしゃるので、そういうところにスポットが当たって、大分県の食材が活かされるようなことをぜひ食育推進計画の中で力を入れていただきたいと思いますので、要望としてお伝えいたします。

古手川委員長 ほかにないようでしたら、次の大分県地域防災計画の修正についてお願いいたします。

河野副委員長 修正項目の中で、大分県の広域火葬計画の策定というのがございました。東日本大震災のときというのは、そういう火葬の体制が間に合わなくて、仮埋葬地という形で対応せざるを得なかったと。順次火葬施設の空きを待って対応したということもあったということでありませけれども、ここに言う広域火葬計画の策定の前段として、仮埋葬とかそういったことも予定されているのかについてお聞かせいただきたいんですけど。

佐伯食品安全・衛生課長 火葬については、先ほど河野副委員長が言われたように、東北のときは大変な事態になったということで、県も、もともと火葬は市町村の業務になりますので、市町村のほうと連携をして協力体制を取ろうということで、今回市町村広域火葬計画を昨年立てたところなんですけれども、実際仮の火葬だとか、そういったところについては、そこまでの具体的な計画というところまでは至っていないというふうには認識しております。

河野副委員長 津波等の被害を受けた当該地域について言うと、仮設住宅の建設用地その他で、やはり公共的な用地というのは非常に不足していたということもあって、仮埋葬地を設定すること自体もかなり困難を要したということ、うちの党の国会議員とずっと聞き続けていますものですから、そういう声も頂戴しています。そういったことも含めて、ぜひご遺体の扱いについてももう少し踏み込んでいただけたらなというふうに思います。

以上です。

玉田委員 関連していいですか。県境を超える場合について今回計画の中に書き込まれているんですか。東日本大震災の場合に、秋田県のほうに火葬をお願いしたという、秋田県の幾つかの市長判断で受け入れてやったということなんですけど、今九州全体で南海トラフに対応するというので、熊本が1番最初に拠点になるんだと熊本県も言っていますが、例えば、豊肥地区、あるいは由布市のほうで、連携とるだけで、要するに火葬場の容量が足りているのかという、そういう意味できちっと積算した上で出していくということもやっぱり、今、河野副委員長の指摘もありましたけれども、そういうことの積み上げも大事ななというふうに思ったんですけれども、2つですね、積み上げと県境を越える部分ですね、お答えください。

佐伯食品安全・衛生課長 まず他県との連携ですけれども、一応今回の広域火葬計画の中には県外の分も含まれて、協力体制をとるように含まれておりますけれども、ただ、具体的な能力をどうはじいていくかというところまで、細かいところまでの協力体制には至っていないということがありますので、とにかく埋葬にならない、すぐ火葬ができるような形の協力体制という形で検討をしているところなんですけれども、実際の遺体の数と火葬

の能力、その辺をどこでどれだけのご遺体をどこに持っていくとか、より細かいところまでまだ至っていない計画になっておりますから、その辺はまたさらに精度を増した計画にしていけないといけないなどは考えております。

玉田委員 ぜひご検討ください。

古手川委員長 ほかにご質疑等もないので、これで諸般の報告を終わります。

この際、何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

古手川委員長 それでは、一旦ここで生活環境部の審査を終わらせていただきます。

それで、実は、また後ほど皆さんにお諮りをする部分でもあるんですが、実は食育推進条例の絡みの中で、執行部の皆さんの方から、自分でつくる弁当の日という取り組みをされておまして、そうした中で、ぜひ常任委員会も一緒にどうでしょうかという申し入れをいただきまして、そういうことは楽しいことなんでいいことじゃないでしょうかということで、きょう皆さんにお諮りをしようと思っております。

それで、つきましては部長か佐伯課長のほうから、その辺の今の現状ですとか趣旨のあたりをご説明していただくと後でご判断するのに。では、佐伯課長お願いします。

佐伯食品安全・衛生課長 実は食育推進条例を昨年12月制定させていただきまして、4月1日から施行することにしております。その中で、私どもみずから、あるいは県庁の中から積極的にいろんな食育に関する取り組みをやっていこうじゃないかということで、まず私ども食品安全・衛生課で、9月から自分でつくる弁当の日を始めました。月1回今やっております、部長も交えてこれまで、私どもの課は9月から毎月1回で、部長は11月からこれまで3回一緒に部長室でうちの部、それから関係する福祉保健部の職員も先般一緒に集まって、一緒にテーブル囲んで弁当を自分たちでつくってやったという取り組みを今しておまして、古手川委員長にご相談したところ、ぜひ一緒にというご意見もいただいたものですから、ぜひこういった取り組みをしながら広げていきたいなというふうに考えております。

諏訪生活環境部長 いろんなやり方がありまして、部長会議BBLというのを毎月1回やっているんですが、生活環境部のときに、そのときは自分でつくるところはなかなか時間がないので、こちらがご飯を炊いて、大分県の地産地消のをちょっと混ぜて簡単にできるものとか、そういうもので提供させていただいたんですが、なかなか自分でつくるとするのはハードルが高いところもありますので、そういう方にはこちらのほうで簡単なおにぎりとか、あるいはおかずもしっかりとつくるというようなことも考えておりますので、これはもうあくまでも希望者がというふうなことでございます。

荒金委員 食べるのだけ参加したら悪いの。

古手川委員長 その辺はきょう福祉の審議が終わった後に、また皆さんとご相談をしながら、参加しやすい形で調整はさせていただきたいと思っておりますので、ちょっと頭の隅でお昼に考えておいていただければと思います。

それでは、きょうの審議これで終わらせていただきます。ありがとうございました。

〔生活環境部退室〕

古手川委員長 ここで休憩します。

再開は、午後1時10分といたします。

11時40分休憩

13時12分再開

古手川委員長 それでは、委員会を再開いたします。

これより、病院局関係を行います。

まず、付託案件の審査に入ります。第61号議案平成27年度大分県病院事業会計補正予算（第1号）について、執行部の説明を求めます。

田代病院局長 本日は、平成27年度大分県病院事業会計補正予算（第1号）につきましてご審議いただきます。よろしくお願いいたします。

今年度も残り1月足らずになりました。県立病院は、第三期中期事業計画に基づいて、引き続き県民の求める急性期医療及び政策医療を充実させ、医療の質の向上と経営改善に職員一丸となって取り組んでまいりますので、古手川委員長を初め、委員の皆様方のご理解ご支援をよろしくお願いいたします。

それでは、第61号議案平成27年度大分県病院事業会計補正予算（第1号）につきましてご説明いたします。

議案書は82ページからになりますが、本日は別に資料を用意しておりますので、こちらの資料によりご説明いたします。

資料をお開きいただき、1ページをごらんください。

資料の上部には個別要因を、下の表に当初予算との比較を記載しております。

まず収益的収支予算のうち病院事業収益が6億7,355万5千円の増でございます。

これは、ページの右上に枠囲みで記載しておりますが、病診連携による新規患者の確保などにより、患者1人当たりの単価が上昇したことによる入院・外来収益の増に加え、資本的収入からの負担金の繰り入れや、企業債元金償還に係る繰入金の収益化等による増でございます。

その下の病院事業費用は、2億6,749万3千円の増でございます。

この主な要因ですが、給与費につきましては、今年度の給与改定により期末勤勉手当がプラス0.1カ月となったことによる増等であります。また材料費につきましては、収益の増加やがん化学療法等高額薬品の使用の増加に伴う薬品費・診療材料費の増等でございます。

以上によりまして、当期の収益的収支は表の右下にありますように、税込みで5億3,897万2千円となりまして、当初予算から増益となる見込みであります。

次に、2ページをお開きください。

資本的収支予算であります。このうち、資本的収入につきましては5億5,187万5千円の減でございます。

これは、大規模改修工事の減に伴う企業債の減額や、負担金の病院事業収益への繰り出しによる減でございます。

また、その下の資本的支出につきましては、5億1,010万7千円の減でございます。

これは、入札不調による大規模改修工事の工期の変更等により、建設改良費を5億1,278万2千円の大幅な減額をしたことなどによるものでございます。

次に、1番下に債務負担行為の表を記載しておりますが、これは、大規模改修工事に係る債務負担行為をすることができる期間と限度額の補正についてであります。

恐れ入りますが、3ページをお開きください。

前回、12月11日の常任委員会で、入札不調の原因などの検証結果とあわせて、再設計の方針等、今後の対応についてご報告させていただいたところでありますが、1番下のスケジュール予定のとおり、1期工事を今月18日に入札公告し、ことし6月の第2回定例県議会へ議案提出を予定しております。また、2期工事については平成29年10月に入札公告し、30年第1回定例県議会へ議案提出予定で、32年9月までの工期を予定しているところであります。

恐れ入りますが、2ページにお戻りいただき、再度、1番下の債務負担行為の表をごらんください。

右の欄にありますように、期間の終期を平成31年度から32年度へ、また、限度額については13億1,545万4千円の増額をお願いするものであります。

なお、全体事業費については、より実態に即した施工手順・範囲の採用を行い、土木建築部施設整備課において再設計及び再積算を実施したところ、中ほどの欄に記載のとおり、8億5,232万9千円の増で、48億2,425万5千円となる見込みであります。

県立病院の経営にとりまして、非常に大きな負担増となりますが、新規患者の確保や適正な資金管理などにより、工事期間中においても経常黒字を達成し、安定した経営基盤を確立してまいりたいと考えております。

説明につきましては以上です。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

古手川委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑があればお願いします。

河野副委員長 入札不調の後の取り扱いとして、実際にこれを受けていただけたところを探さなきゃいけないという話がありましたよね。これ今実際に応札していただけたところというのは目星がだいぶん立ってきたということなんでしょうか。

羽田野病院局次長兼県立病院事務局長 競争入札でございますから、最初からここですというお話とかそういう状況にはありませんけど、前回もご説明いたしましたとおり、前回対応してきた企業者、事業者に対してはいろんな情報をいただいたというか、判断の中身を確認しながら今回の積算に盛り込んでいっているということで、できるだけ現状に合った形に持って行って入札に臨むという体制をつくっております。

河野副委員長 入札不調が再度起きない状況という感触を得ていらっしゃるかどうかについてなんですが。

羽田野病院局次長兼県立病院事務局長 問題であった金額の問題と工期の問題ですので、そこについて、対応できるというような形で今回スケジュールも全て見直しておりますので、実際、絶対ですとは私どもも申し上げられませんが、その方向で進んでいると思っております。

古手川委員長 今の件につきましては、委員の中からもいろんなご意見ありまして、本日の委員会に土木建築部の出席を求めてもう少し質問しようというふうなご意見もあったんですけども、前回のことを受けて、きちっと対応しているはずでありますから、今回は、

まずは病院局の説明を受けて、その上で必要であればということでお話をさせていただいております。やはり皆さんが心配をしておりますので、きちっと、100%ということではない——今おっしゃったようにないんでしょうけれども、細心の注意を払ってですね。なおかつでも原価を抑えた形で、きちっと工期内でという形で努力をしていただきたいというふうに思っております。よろしく願いをいたします。

羽田野病院局次長兼県立病院事務局長 土木建築部とは常に連絡を取りながら情報交換をしております。土木建築部のほうも、この事業については非常に大きく捉えていただいておりますので、ぜひ今月の入札を進めていきたいと……（「よろしく願いします」と言う者あり）**荒金委員** 歯切れが物すごく悪いんですけども、きょうの段階、今の段階ではその程度しかお話ができないということ。100%云々という話にはならんまでも、過去の事例も含めてこういう数字で、期間でいけるだろうというふうには踏んでいるわけでしょう。

羽田野病院局次長兼県立病院事務局長 入札制度でありますから、はっきりこうですというのは正直言って申し上げられません。ただ、先ほども申しますように、いろんな見直しをしておりますので、今回きちっと業者が決まるというふうには我々も考えております。

荒金委員 あなたの個人の意見としては自信があるということを行っているのかな。いや、それは説明があるわけでも何でもないんだから、これはしょうがない、入札だからね。

羽田野病院局次長兼県立病院事務局長 個人としては、これだけの予算も上げていただいてやっていくということでございます。

田中委員 50億円近い大規模改修工事の、これは1つの建築業者側の条件が満たなかったということで、向こう側のペースにややもすると踏み込まれてしまうような危機感もあった中で、どうしたものかなという気持ちはいつも持っています。ただ、基準としてこういうことが前例として残っていくと、大規模改修には常に分割をしなきゃならんみたいなことになると困りますので、今回は例外的にもこういう事情でありますので、我々もこれは認めざるを得ないんですけども、最小限、やっぱり行政側が踏ん張るところはきちっと示しながら、毅然とした入札をやってもらいたいと、こういうことを要望しておきます。

古手川委員長 ほかにご質疑等もないので、これより採決いたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

古手川委員長 ご異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で付託案件の審査を終わります。

この際、何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

古手川委員長 別のないようですので、これをもちまして病院局関係の審査を終わります。執行部はご苦労さまでした。

〔病院局退室、福祉保健部入室〕

古手川委員長 これより福祉保健部関係を行います。

まず、付託案件の審査に入ります。

第24号議案大分県国民健康保険財政安定化基金条例の制定について、執行部の説明を求めます。

清末国保医療室長 お手元の委員会資料の1ページをお開きください。

第24号議案大分県国民健康保険財政安定化基金条例の制定について、説明申し上げます。

なお、資料左上にも記載していますが、議案書は239ページでございます。

まず、1の条例制定の理由でございます。

平成30年度以降、国民健康保険税の収納不足により国民健康保険事業の財源が不足する市町村に対し、県が資金の貸付や交付を行うこと等により国民健康保険の財政の安定化を図るため、基金を設置するものでございます。

本基金制度は、このたびの国保制度改革に伴い創設されたものでありますので、ここで国保制度改革について簡単に説明申し上げます。

2ページをごらんください。

昨年5月に公布された、いわゆる医療保険制度改革関連法の施行により、30年度から県は国民健康保険事業の安定的な財政運営、市町村の国民健康保険事業の効率的な実施の確保等、国民健康保険事業の運営について中心的な役割を果たすこととなります。

また、市町村は、地域住民と身近な関係の中、資格管理、保険給付、保険税率の決定など地域におけるきめ細かい事業を引き続き行います。

国保運営について、現行は市町村が個別に運営しておりますが、年齢が高く医療費水準が高いなどの構造的な課題を抱えています。

この法改正により、国の財政支援を拡充するとともに30年度からは県が財政運営の責主体となることとなります。具体的には、市町村ごとに県が決定した国保事業費納付金を市町村が納付し、給付に必要な費用は県が全額市町村に支払う仕組みとなります。

また、右下の県の役割にありますように、市町村ごとの納付金や標準保険料率等を設定するとともに、市町村事務の標準化等を促進してまいります。さらに、県内の統一的な方針である国保運営方針を定め、県と市町村が一体となった国保運営を推進してまいります。

次に、3ページをお開きください。

国保財政運営の仕組みについてです。

現行は、市町村が保険税率を決定し、賦課・徴収した上で医療給付費を支払っています。

30年度からは、まず、①県が医療費を推計した上で市町村ごとの国保事業費納付金を決定し、②あわせて標準保険料率を提示します。次に、③市町村は、標準保険料率を参考に保険税率を決定し、④賦課、⑤徴収します。さらに⑥市町村は、集めた保険税を財源として県へ納付金を支払います。これを受け、⑦県は、集めた納付金等を財源として市町村へ医療給付に必要な費用全額を交付金として支払い、⑧市町村は、医療給付費を支払うこととなります。

この仕組みの中で、県や市町村において、万が一財源不足が生じる場合に備え、財政安定化基金制度が創設されました。

委員会資料の1ページにお戻りください。

引き続き、基金条例について説明いたします。

2の条例の内容ですが、本条例では、基金の積立、管理、処分などについて定めることとしています。

3の基金の概要ですが、この基金は、(1)にありますとおり、27年度から29年度までの3年間、全額国庫補助金を積み立て造成するもので、基金規模は19億7,700万円を予定しています。今年度の積立額は1億7,700万円を予定しており、補正予算に計上しています。また、(2)基金の活用については30年度からとなりますが、1番右側にありますとおり、国民健康保険税の収納不足などのため財源不足が生じた市町村に対し貸付や交付を行ったり、医療給付費の増加等のため県に財源不足が生じた場合に繰入を行うものでございます。

最後に、資料左下の4の施行期日でございますが、公布の日からとしております。ただし、基金の処分については、先ほどご説明しましたように平成30年4月1日からとしております。

説明は以上でございます。

古手川委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑があればお願いします。

河野副委員長 この前もちょっと会派で説明会を受けたときにご質問を差し上げたんですけども、市町村が一般財源を導入して国保財源というのを支えている状況があるわけですね。今回こういう新しい制度に変わったときに、そういった市町村の一般財源の繰り入れがどうなるのかというのが1点ですね。それと、県が仮にこの基金が枯渇するような状況に陥った場合に国から再度追加の基金造成のための資金をいただけるのか。それとも、県が独自の予算措置をして、まさに県のほうで一般財源の措置をしなければならないということが予想されるのか、その辺についてもう1回ご説明していただいてもいいですか。

清末国保医療室長 繰り入れがどうなるかという保険料の仕組みのことですけれども、現在は市町村が、基本的にはかかった医療費に対して、その市町村の所得水準を勘案して保険料を決めるということですが、30年度からは、県が市町村ごとの全体の医療費を推計して保険料で賄う部分を出します。その賄う部分について、医療費割ではなくて、医療費水準と所得水準というのを加味して、再度市町村に按分します。そうすると、今の市町村が集める額と30年度以降に集める額というのは変わってまいります。ですから、基本的にはそういう仕組みの中で保険料が決まってまいりますので、上がったたり下がったり、市町村によっては上がることもあるし下がることもある。場合によっては同じようなところもあるというのが現状になります。ただ、30年度の国保改革に当たって3,400億円の財政支援が行われることになっております。これはかなりの市町村財政にとっては効果的なものだと考えますので、財政基盤の強化とか保険料の伸びは抑制されると思います。

そういうことで、今あるそういった一般会計からの繰り入れ分というのは、若干そういうことで減るのではないかとこのことを期待されます。そういった財政支援によってですね。その繰り入れがどうなるのかという問題になるんですけども、基本的には、やはりそういうふうになるように上がる場所、下がる場所等もありますので、市町村にとってはそのほかに収納率を高めたりとか、保険事業を実施したり、そういった取り組みによって医療費適正化を進めて、やはりそういった繰り入れというのをなくすような方向で取り組んでいただ

くように、一緒になって市町村と取り組みたいと考えております。

河野副委員長 要は、市町村というのは自分のところの住民の方々の国保水準というのを独自に決めているわけですよ。市町村によって、いわゆる年齢構成であるとか所得水準とかを考えて、一般財源を打ち込んででも、このくらいで国保税を抑えようという形でやっているのが現実だと思うんですね。それが今回、この30年からの制度になると、県のほうからいわゆる標準保険料率が設定されるじゃないですか、それを下回った形で実際に賦課徴収した場合には、それは基本的に県に納付する額との間で差額が生じるわけですよ。これがやっぱり一般会計を持ち出さざるを得ないという、そういう今説明の理解でいいのかどうかですけど。

清末国保医療室長 納付金の額については全額納めていただくということですので、収納不足になった場合には一般会計からの繰り入れというのも仕方ないということです。

それから、もう1つの基金が枯渇した場合に追加があるのかということですが、基金自体の規模でこれが足りるのかどうかということがあろうかと思うんですけども、貸付交付に当たっては収納不足が生じたときに貸付交付するということですが、この全部で17億円強の基金規模ですと、収納率が見込みより8%減少した場合に相当しますので、そういった場合というのはなかなか想定されないと。それから、県が医療費が伸びたときに充てるということも考えられますけれども、医療給付費が見込みよりも4%増加した場合に相当しますので、現状、給付費の伸びというのは1%から2%の間で推移しておりますから、十分ではないかなというふうに考えております。ただ、もし枯渇した場合というふうな検討については、現在国と地方との協議の場で、やはりそういった場合も、万が一というのが想定されますので、そこは国と地方の協議の場で協議をしているところでございます。

河野副委員長 わかりました。これは今言う市町村のほうにしてみると、できるだけ実際一般会計からの繰り入れを減少させたいという思いと、住民の皆さんのそういった医療の水準を確保するためには、医療費が高いから受診を回避するというようなことがないようにしなきゃいけない。その部分の兼ね合いで国保税の設定がなされているという地域事情がそれぞれあるわけですから、その辺について、この大枠の制度の中でどの程度地域事情が組み込めるのかなというのがちょっとよくわからないものですから、その辺また情報の提供をお願い申し上げます。

古手川委員長 ほかにご質疑等もないので、これより採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

古手川委員長 ご異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、平成27年度大分県一般会計補正予算（第4号）のうち、福祉保健部関係部分について執行部の説明を求めます。

草野福祉保健部長 資料4ページをごらんください。

第49号議案平成27年度大分県一般会計補正予算（第4号）のうち、福祉保健部関係につきまして、まず総括について私のほうから説明申し上げます。

今回補正をお願いしていますのは、表の左側中ほどの3月補正予算の福祉保健部、部計

の欄にありますように12億6,765万5千円の減額でございます。

減額の主な理由としましては、特定疾患対策事業費の見込みが下回ったことなどによるものでございます。

これをお認めいただきますと、補正後の当部の予算総額は現計予算の部計欄①にあるとおり、918億217万円となります。

そのほか、繰越明許費に係る補正をお願いしております。

詳細につきましては、担当課・室長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくようお願い申し上げます。

大戸地域福祉推進室長 資料の5ページをお開きください。

番号1、福祉・介護人材確保対策事業費2億5,952万4千円の増額でございます。

この事業は、高齢化の進展等により増大する福祉・介護ニーズに対応していくため、福祉・介護職場への多様な人材の参入を促進するとともに、職員の資質向上、職場定着を推進するものでありますが、補正の内容としましては、国の補正予算を活用し社会福祉施設等における介護人材確保のため、介護福祉士養成施設の学生に対し修学資金等の貸し付けを行う実施機関へ貸付原資等を補助するものです。

なお、修学資金の貸し付けに関して県内で5年間以上介護業務に就業した場合は、返還免除となります。

次に、番号2、生産性向上仕事の間創出事業費のうち、おおいた介護ロボット等導入促進事業費5,862万6千円でございます。

この事業は最新の介護ロボット等の社会福祉施設等への導入を促進するため、施設への貸出しを行うとともに、社会福祉介護研修センターにおいて実習を行い、介護現場の負担軽減を図るものでございます。

なお、本事業は国の補正予算による地方創生加速化交付金を活用し実施するものであり、予算につきましては、交付金を所管する政策企画課が一括計上しております。

説明は以上でございます。

高窪医療政策課長 説明申し上げます。

番号3、地域医療介護総合確保推進事業費12億2,084万1千円の増額でございます。

この事業は、地域における医療及び介護の総合的な確保を促進するための県計画に基づく事業を実施するために必要な財源を基金に積み立てるものであり、国の補正予算などを受けて基金に積み増しを行うものです。

説明は以上でございます。

藤内健康対策課長 説明申し上げます。

6ページをごらんください。

番号4、肝炎総合対策推進事業費4,289万1千円の増額でございます。

この事業は、慢性肝炎から肝硬変、肝がんへと進行する可能性のあるB型・C型肝炎について、肝炎患者等に対する良質かつ適切な医療の提供を確保するため、検査の促進及び治療支援を行うものでありますが、補正の内容としましては新薬承認により助成件数が増加したことなどに伴い、増額するものです。

次に、番号5、特定疾患対策事業費11億7,793万1千円の減額でございます。

この事業は、昨年1月に施行された難病の患者に対する医療等に関する法律により、難病の医療費等の助成を行い、経済的負担の軽減を図るものでありますが、補正の内容としましては、対象疾病数が56から306にふえたことに伴い、国の試算に準じて見込んだ医療費助成額が当初見込みを下回ったことにより、特定疾患治療委託料等を減額するものです。

次に、番号6、大分県国民健康保険財政安定化基金積立金1億7,700万円でございます。

この事業は、先ほど国保医療室長から説明いたしました基金に積立を行うものです。

説明は以上でございます。

前田高齢者福祉課長 説明申し上げます。

7ページをお開きください。

番号7、介護保険給付費県負担金5億1,932万2千円の減額でございます。

この事業は、市町村が支出する居宅サービスや施設サービス等の給付に係る経費などについて負担するものでありますが、居宅・施設等給付費負担金について、地域ケア会議や介護予防等の取り組みが充実した結果、要介護認定率が下がったこと等により、当初の見込みを下回ったことから減額するものです。

説明は、以上でございます。

飯田こども子育て支援課長 説明申し上げます。

番号8、保育士確保対策事業費1億9,900万円です。

この事業は、国の補正予算を活用し、待機児童の解消に向けて保育士を確保するため、県内外の保育士養成施設に在学する学生に対する修学資金・就職準備金の貸付や、潜在保育士の再就職支援のための就職準備金の貸付を行う実施機関へ貸付原資等を補助するものです。

なお、学生に対する修学資金等の貸し付けに関しては5年以上、潜在保育士に対する就職準備金の貸し付けに関しては2年以上県内の保育所等で勤務した場合、返還免除となります。

次に、番号9、児童養護施設退所者等支援強化事業費6,710万9千円の増額でございます。

この事業は、児童養護施設等の入所児童及び退所児童の社会的自立を支援するため、専門的支援経験者が施設職員とともに生活訓練や就労支援等を行うものでありますが、補正の内容としましては、国の補正予算を活用し退所児童等に大学進学や就職等のための家賃や生活費等の貸し付けを行う実施機関へ貸付原資等を補助するものなどです。

なお、家賃や生活費等の貸し付けに関しては、5年間以上就業した場合は返還免除となります。

8ページをごらんください。

次に、番号10、母子家庭等自立促進対策事業費8,500万円の増額でございます。

この事業は、経済的基盤の弱いひとり親家庭等の自立を促進するため、きめ細かな就業支援等を行うものでございますが、補正の内容としましては、国の補正予算を活用し、親の就職に有利な資格取得等を支援するため、高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、資格取得を目指す場合に、養成機関への入学準備金や就職準備金の貸し付けを

行う実施機関へ貸付原資等を補助するものです。

なお、当貸し付けにおきましても、5年間以上就業した場合は返還免除となります。

説明は以上でございます。

高橋障害福祉課長 番号11、障がい者福祉施設整備事業費1,679万1千円でございます。

この事業は障がい者福祉施設の整備を行う社会福祉法人に対して経費の一部を助成することにより障がい者に対する福祉サービスの充実を図るものでございますが、補正の内容としましては国の補正予算を活用し、豊後大野市のグループホームの整備を予定しております。

説明は以上でございます。

飯田福祉保健企画課長 9ページをお開きください。

当部に係る繰越明許費について一括して説明いたします。

まず、番号1、番号制度対応社会保障システム整備事業費、繰越限度額1,627万9千円でございますが、これは、マイナンバー法に対応するためのシステム改修費について、国の仕様決定のおくれ等により、団体内連携テストに不測の日数を要したものです。

次に、番号2、生産性向上仕事の場合創生事業費のうち、おおいた介護ロボット等導入促進事業費5,862万6千円でございますが、これは、先ほど説明いたしましたとおり、国の補正予算による地方創生加速化交付金を活用し、介護ロボット等の最新機器の貸し出し等を行うものであり、来年度に繰り越して実施するものです。

次に、番号3、ドクターヘリ運航事業費1,674万円でございますが、これは、ドクターヘリの基地病院である大分大学医学部附属病院に設置している消防無線のデジタル化について、全国的に需要が集中したことなどにより工事に不測の日数を要したものです。

次に、番号4、地域医療介護総合確保施設設備整備事業費1億8,871万4千円でございますが、これは、在宅療養支援診療所の増設について、医療法上の基準を満たすための建築計画の変更により、設計に不測の日数を要したものなどです。

次に、番号5、医療提供体制施設整備事業費1,340万8千円でございますが、これは、看護師等養成所の老朽化に伴う施設・設備の改修について、国立病院機構本部との調整などに時間を要し、設計に不測の日数を要したものです。

次に、番号6、老人福祉施設整備事業費2,228万7千円でございますが、これは、養護老人ホームの改築について、転石の発生に伴う工事施工能率の低下などで不測の日数を要したものです。

10ページに移りまして、番号7、子育て支援対策充実事業費182万4千円でございますが、これは、認定こども園整備について、地盤改良工事に伴う転石や昔の建築物の基礎等の除去作業などに不測の日数を要したものです。

次に、番号8の障がい者福祉施設整備事業費1,884万6千円でございますが、これは、グループホームの整備について、地盤改良などに不測の日数を要したもののほか、先ほど説明いたしましたとおり、国の補正予算を活用し新たに整備するため、今回の補正予算で計上し来年度に事業費を繰り越すものでございます。

説明は以上でございます。

古手川委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑があればお願いします。

平岩委員 補正予算の9番目、子ども子育て支援の部分なんですけれども、児童養護施設の退所者に対する支援で、家賃とか生活費とか資格取得のためというふうに言われました。その後5年間就労すれば免除になるということでしたが、その就労は正規職員か——例えば、非正規でとかアルバイトでとかいろいろ出てくると思うんですけれども、そういった場合、やっぱり少し線引きがされてしまうのでしょうか。

飯田子ども子育て支援課長 詳細な制度の設計といいますか、これからというところもある。国の通知でありますとか解釈とか、そういったところもございますので、これからの詳細については詰めていくことになろうかと思っておりますけれども、今のところは就職もしくは大学を卒業されて5年以上継続就業ということであれば、これも県内に限らずということで、継続就業であれば免除というところになろうかと思っておりますので、詳細についてはまたこれから国とも調整といいますか、協議しながら決めていきたいと思っております。基本的には就業するということですので、それが5年間（聴取不能）考えております。

平岩委員 継続して就労するって、本当に支える人がいないととても厳しい状況の人たちだと思いますので、ぜひこれが仕事が続けられるように、また側面からも支えていただきたいと思います。ありがとうございます。ありがとうございました。

玉田委員 就学の貸付金事業が福祉とか子育ての関係で出ていますけど、地元就職してもらって継続してもらえば返さんでいいよということですけど、この期間までは返還据え置きでしたっけ。例えば、5年間継続終了すればということは、その間の5年間というのは返還がないという、そういう整理でよかったですかね。

大戸地域福祉推進室長 これも国の要綱待ちというところはあるんですが、基本5年は据え置くという形になろうかと思っております。

玉田委員 今回の補正では上がっていませんけど、今問題なのは保育士さんとか介護士さんの給与面の改善ですよ。もう数年前からこの事業をずっとやっていますけれども、なかなか改善されたとか上がったとかいうふうな、現場の方から聞かないんですよ。今何か市町村の事業を見ても、保育士さんの養成のところについては資金与えてやってもらえますよというふうに言うけど、就職したところで続かないという現実についてもうちょっと力を入れた方がいいのかなと。国を挙げて今やっているとは言っていますけれども、そのところについて、今回の補正は補正として、ただ、人材は養成したけれども、その人たちがきちっと定着して継続して働けるような環境づくりというところも今やっているの、またさらに力を入れてほしいなど、これは要望ですけど、ぜひお願いしたいと思います。

河野副委員長 9ページの4番、在宅療養支援診療所の増設などに係るということで、医療法上の基準を満たすための建築計画の変更などによりというのがこれだけ出たというのは、もともとの設計がそういったことを十分配慮してなかったということなんでしょうか。ちょっと件数が5件というのは多過ぎるような気がするんですが。

高窪医療政策課長 そこに理由で記載しております医療法上の基準を満たすための建築計画変更、これは内容的な理由を1つ上げておまして、この理由に係るものは、1番上の在宅療養支援診療所、社会医療法人財団天心堂の部分だけでございまして、ほかはそれぞ

れ別個実施設計に当たってちょっと問題が生じたということがございまして、天心堂につきましては、在宅療養支援診療所の増設、改築ということで、道路を挟んだところでやろうとしていたんですけど、それは医療法上、要は新築扱いになりますよということで、そこはちょっと認識が甘かったというところはあるんですけども、ちょっと医療法上の解釈を九州厚生局と詰めていく中でそういう話になって、改めて新規で申請をし直さなければならぬということになりまして時間を有したということでございます。申しわけないんですけど、個別には書いておりませんが、下の4つについては、それぞれ、例えば、中津フェビオラ看護学校につきましては、当初想定していたよりもちょっと工事が大きくなって、学生さんが休んでいる間じゃないとなかなかできにくいということで、内示後、期間がとれなかったので繰り越して、今度の夏休みの間に工事をしよう。それぞれ理由はございまして、そこに書いている医療法上のというのは天心堂の部分だけでございます。

古手川委員長 金額がかなり1つずつが大きいんで、きちんと説明いただきたいという部分があるかと思っておりますけれども、それなりにきちとした理由があるということはあると思いますよ。

玉田委員 前田課長、補正の7番のところの居宅・施設等給付費負担金の減額ですね、5億9千万円と大きな金額ですけど、これは要支援1とか2とかが市町村事業に移行したとか、そういう影響と考えていいんですか。

前田高齢者福祉課長 それも一部あります。市町村事業のデイとかヘルプがですね、市町村支援事業のほうに落ちていったということがありますので、その部分は少し膨らんだということは、一旦は減額になったけれども、そこは少し膨らんだというのはありますけれども、それと同時に、申し上げましたけれども、介護予防といったものに強化したことで、給付に行かなかった高齢者がやっぱりふえてきたのかなと。ですから、認定率もやっぱり落ちているということが言えるかなというふうに思っております。

玉田委員 実質、今年度がスタートになったんですかね。（「そうです、はい」と言う者あり）そうすると、今年度締めて来年ぐらいから市町村の影響額というのが大体明らかになってくると、そういう考えでいいですかね。

前田高齢者福祉課長 地域支援事業費との兼ね合いで考えていくのかなという感じはしております。

古手川委員長 ほかにご質疑等もないので、これで質疑を終わります。

これより、先ほど審査をいたしました生活環境部関係とあわせて採決いたします。

本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

古手川委員長 ご異議がないので、本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第51号議案平成27年度大分県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算（第1号）について、執行部の説明を求めます。

飯田こども子育て支援課長 それでは、第51号議案平成27年度大分県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算（第1号）について説明申し上げます。

お手元の平成27年度補正予算に関する説明書の407ページをお開きください。

母子父子寡婦福祉資金は、経済的基盤が弱いひとり親家庭などの経済的自立とその児童の福祉向上のため、無利子または低利子で必要な資金を貸し付けるものです。

今回の補正は、歳入歳出ともに5,785万6千円の増額でございます。

次の408ページでございますが、歳入につきましては、前年度からの繰越金や貸付金の償還金等である諸収入の全額を予算計上することから増額するものでございます。

409ページの歳出につきましても、歳入の増額に合わせて同額を増額しております。

説明は、以上でございます。

古手川委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑があればお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

古手川委員長 別にご質疑等もないので、これより採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

古手川委員長 ご異議がないので、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で付託案件の審査を終わります。

この際、何かありませんか。

河野副委員長 ご質問をいろんな方からいただくんですけども、県立精神科の検討状況についてはどういう状況でしょうか。

高橋障害福祉課長 県立精神科の基本構想の検討委員会を設置いたしまして、3回ほど議論をしてまいりました。ほぼ構想案の素案が固まりつつありますので、固まりましたら委員会の委員長から報告をしていただくというふうに考えております。

河野副委員長 検討委員会の委員長さんから誰に対してのご報告ですか。

高橋障害福祉課長 知事に対して、こういった形で検討いたしましたという報告をしていただくように考えています。

河野副委員長 それが出るまでは、まだ具体的内容はだめですね。

高橋障害福祉課長 はい、申しわけありませんが、若干微修正しているところもありますし、検討委員会の中での議論も踏まえて、委員長からその辺全部公表していただく形のほうがいいかなと思っております。

河野副委員長 わかりました。

古手川委員長 その件につきましても非常に期待が大きいだけに皆さん待っておりますので、難しい案件だと思いますけれども、よろしく願い申し上げます。

田中委員 前、古手川委員長にも話をしたんですけども、柔道整復師会のほうから、ひとり親家庭の子供が柔道の骨折なりしたときのため医療費の支払い方は、両親をっておる子供とまた違って、いわゆる償還払いみたいな形の中で、非常に窓口払いのときにひとり親と両親健在の子供が同じ治療を受けるのに、1人は現金払い、1人は償還払いという形で非常に差別があるんじゃないかということで、非常にそのデリケートな部分のものをきちっと修正してほしいというのが幾度も出てくるんです。この辺については、当初医

療の支払いについて、システムの中にそういう支払い方を県のほうがミスして入れなかったことが原因だというふうな話を聞いているんですけども、これはそんなにシステム的にあれですかね。組みかえをするのに莫大な金がかかることなのかどうか、その辺を含めて今後どのようにこれを改修していくのか、少し何かありましたら回答してください。

飯田こども子育て支援課長 柔道整復の部分について、引き続き償還払いということで、制度としてはひとり親家庭の医療費助成事業が今は現物給付ということになっておりますけれども、もともとは償還払いだったのを制度として現物給付化をした際に、やっぱりその部分についても若干議論もあったというのは聞いております。その際には、引き続き柔道整復の部分については償還払いということで、ご理解をいただいたということでお聞きしているんですけども、確かに同じ医療というところで払い方が違うというところについては、市町村のほうでやはりシステムを変更する部分もたしか要素としてございますけれども、引き続き市町村のほうとこの点についてはちょっと協議を重ねていきたいというふうに考えております。

田中委員 柔道整復師会が納得したというのはやむを得んで納得したみたいで、不満がかなり残っていますよ。これは大分県が特にそういうのが残っているということで、非常にこれは医療費の支払い方1つにしても差別があるんじゃないかと、こういうデリケートなところの部分がありますので、十分よく調査して対応していただきたいと。こう思っております。よろしくをお願いします。

古手川委員長 要望という形で。

田中委員 強い要望をしておきます。

古手川委員長 ほかにないようですので、これをもちまして、福祉保健部関係の審査を終わります。執行部はご苦労さまでした。

〔福祉保健部退室〕

古手川委員長 この際、何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

古手川委員長 それでは、ないようですので、私のほうから先ほどの食育の件、ぜひ18日にやりたいと思っておりますので、また詳細は事務局のほうからご連絡、そしてご希望を承りますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

それともう1点、先般視察にお伺いしました臼杵の医師会立コスモス病院の院長様から視察のお礼と、当日院長さんが公務でいらっしゃらなかったなので、ご挨拶ができなかった旨のおわびを合わせた手紙をいただいておりますので、ご報告を申し上げます。（「どこですか」と言う者あり）この前、臼杵の市民病院。

あとは、事務局それでよろしいですかね。

〔事務局説明〕

古手川委員長 余りかた苦しくならないように、こういうことを一生懸命今食育の関係でやるんだという部分の参加をしたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、きょうの委員会を終わらせていただきます。

お疲れさまでした。